

商 品 名	貯 蓄 預 金
ご利用いただけるお客様	・個人。
預入方法	・預入方法: 随時預入できます。・預入金額: 1 円以上。・預入単位: 1 円単位。
預入期間等	・期間の定めはありません。
払戻方法	・随時払戻しできます。
お利息	・別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただき、変動金利となります。なお、預金利率については、窓口にお問い合わせ下さい。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行い、年 2 回(3 月・9 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・【Ⅰ型】 30 万円未満、30 万円以上の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・【Ⅱ型】 10 万円未満、10 万円以上の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。
税 金	・お利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
中途解約のお取扱	_____
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、電話: 0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825) 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話: 092-741-3208)、北九州法律センター(電話: 093-561-0360)久留米センター(電話: 0942-30-0144)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825)にお申出ください。
その他	・普通預金との間で資金移動させるスイング(自動振替)サービスの取扱いが出来ます。 ・マル優のお取扱いができません。 ・「総合口座」のお取扱いは出来ません。 ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・預金保険につきましては、決済用預金に該当する無利息型普通預金・当座預金は全額保護され、それ以外の一般の普通預金、定期預金等は合算して 1 金融機関ごとに 1 預金者あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。 ・【Ⅰ型】1 ヶ月間に払戻回数が 5 回を超えますと、金庫所定の手数料がかかります。但し、払戻超過手数料の自動引落、カードを利用した ATM 手数料及び振込手数料、並びに、金庫と預金者の契約による同一人名義の他預金への自動振替に係る手数料の引落は払戻回数には含めません。なお、手数料は窓口にお問い合わせ下さい。